

Title	「安保論争」と朴正熙の「四大国保障論」批判： 「大国間の協調」認識の相剋
Sub Title	
Author	倉田, 秀也(Kurata, Hideya)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 国際政治： 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008. ) ,p.127- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0127">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0127</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「安保論争」と朴正熙の「四大国保障論」

批判

——「大国間の協調」認識の相剋——

倉田秀也

- 一 問題の所在——危機の二面性と「安保論争」——
- 二 「ニクソン・ドクトリン」と「韓国化」の概念  
——二つの次元——
- 三 「四大国保障論」批判  
——「大国間の協調」と韓国——
- 四 結語——「安保論争」と韓国外交の選択肢——

一 問題の所在——危機の二面性と「安保論争」——

あえて逆説的にいえば、朝鮮戦争後の米韓同盟は、韓国の対米不信を支えられていた。一九六六年三月、駐韓米大使ブラウン（Winthrop W. Brown）と李東元外務部長官の間で交わされた「ブラウン覚書」は、韓国軍が派兵されたヴェトナムを「第二戦線」とした上で、米国が韓国軍現代化計画を支援すること（第一次覚書、一九六六年三月四日）に加え、韓国に「強力な軍隊を継続して維持する」とするジョンソン（Lyndon B. Johnson）大統領の過去の発言を引用する形で、米国の対韓軍事コミットメントを確約していた（第二次覚書、一九六六年三月七日）。この文書では、駐越韓国軍の存在と米国の韓国軍現代化計画への支援、並びに在韓米軍の駐留とは条件関係にあり、駐越韓国軍は米韓同盟の緊密性と同時に韓国の対米不信も象徴していた。韓国の対米不信はすでにジョンソン政権末期に起きた二つの事件——「一・二一事態」と「プエブロ号事件」——を機に表面化していたが、これらの事件を受けて朴正熙大統領が提唱した「自主国防論」は、郷土予備軍の創設にみられるように、在韓米軍の継続駐留を望みながらも、米国が北朝鮮の武装ゲリラに対応できないことを危惧した韓国の対米不信の表明でもあった。<sup>2)</sup> しかも、朴正熙の「自主国防論」が国内政治に与えた影響も大きかった。朴正熙と与党民主共和党（以下、共和党と略記）は六九年、大統領重任禁止事項を改正する改憲案通過を強行し、その「三選」改憲案は国民投票（一九六九年一月一七日）で承認を得たが、それを正当化したものこそ、米韓同盟の動揺と韓国の安全保障上の危機に他ならなかったのである。

その後発足したニクソン（Richard M. Nixon）政権は、米韓同盟の動揺をさらに加速させていった。一九六九年七月二五日、ニクソンが発表した「グアム・ドクトリン」は、アジアの同盟国への軍事的コミットメントの遞減と通常兵力の脅威に当事国が第一義的に対応することを求めている。<sup>3)</sup> それは韓国にとつて、「ブラウン覚書」で

いう「第二戦線」が成果を挙げていないにもかかわらず、米国が朝鮮半島という「第一戦線」から離脱することを意味していた。これにより、「ブラウン覚書」で確認された駐越韓国軍と米国の韓国軍現代化計画への支援、並びに在韓米軍の駐留との間の条件関係が動揺することは避けられなかった。米国は七〇年七月、在韓米軍削減計画を公式に韓国に通告するが、それが中国の周恩来國務院総理の訪朝と「中朝共同声明」発表の直後であっただけに、韓国の安全保障上の危機意識は倍加していった。韓国国会はそれに反対する対米決議文と対政府建議文を満場一致で採択したのである。<sup>4)</sup>

この時期、韓国が直面した危機は安全保障の領域にとどまらなかった。そもそも、韓国が朝鮮半島における「唯一合法政府」を主張する根拠は国連総会決議第一九五(III)にあり、朝鮮戦争中、国連軍構成国を中心に組織された国連韓国統一復興委員会(United Nations Commission for Unification and Rehabilitation of Korea: UNCURK)がソウルに駐留していたことは、国連が統一問題で果たすべき責任を象徴していた。韓国は対外的にはドイツ連邦共和国(西ドイツ)の「ハルシュタイン・ドクトリン」を援用して「一つの韓国」を貫徹しようとし、国連監視下の南北総選挙を主な内容とする統一方案を提示していたが、それも韓国の「唯一合法性」が国連に依拠していることを根拠としていた。<sup>5)</sup>もとより、国連における韓国の「唯一合法性」が挑戦を受けていなかったわけではなかった。一九六〇年代、国連における西側優位の勢力分布が崩れ、北朝鮮支持諸国の発言力が高まると、韓国の「唯一合法政府」の根拠は動揺を免れなかった。第一五回国連総会で、北朝鮮が「国連の権威と権能」を受諾するという条件で国連総会での朝鮮問題討議に北朝鮮代表を招請するという内容の「スチーヴンスン修正案(Stevenson Amendment)」が採択されたが、これは北朝鮮の発言力も国連に反映されるべきことが認められたことを意味していた。

一九七〇年八月一日、朴正熙が北朝鮮政府に対して行った「善意の競争」提案は、在韓米軍削減計画に直面

した韓国の安全保障上の危機と、「唯一合法性」の主張が動揺していた正統性の危機の二つに同時に対応しようとするものであった。<sup>6)</sup>この提案で朴正熙は、「南北間に立ちほだかる人為的障壁を段階的に取り除きうる画期的でより現実的な方案を提示する用意」があるとして、北朝鮮に緊張緩和のための対話呼びかけの一方、国連総会における朝鮮問題討議に北朝鮮代表が参加することに「あえて反対しない」と言明していた。朴正熙はここで、南北間の緊張緩和を通じて「自主国防」の負担を軽減すると同時に、北朝鮮に「民主主義と共産独裁のうちのどの体制が国民の暮しをよりよくするか、または、よりよくする条件を備えている社会であるかを立証する、開発と創造の競争」を呼びかけ、暗示的にせよ、朝鮮半島の北半分に「体制間競争」を行う実体が存在することを認めためたのである。

「善意の競争」提案の内容の多くは、それ以前からの野党新民党の主張を追認する形となっていたが、これewith野党間の統一・外交政策が収斂したわけではなかった。朴正熙は一九七一年四月、「三選」の国民的承認を賭けた第七代大統領選挙に臨んだが、それに挑戦した新民党選出の大統領候補の金大中が、郷土予備軍廃止と「四大国保障論」を選挙公約に掲げ、朴正熙との間で「安保論争」といわれる論争を展開したからである。朴正熙にとって金大中の郷土予備軍廃止論は、自身の「自主国防論」を否定する主張に他ならなかった。また、「四大国保障論」は韓国の安全保障を中国、ソ連を含む多国間関係で捉える構想であるが、この構想が韓国の「唯一合法性」を否認する中ソ両国を含む以上、韓国の正統性問題に波及したのは当然であった。金大中が「四大国保障論」を提唱するにあたって、「グアム・ドクトリン」以降のニクソン政権の対外政策の変化が念頭にあったことはいうまでもない。ニクソンが七〇年二月に議会に送った外交教書は一般に、「グアム・ドクトリン」を「ニクソン・ドクトリン」として定式化したとされるが、ここでニクソンは中国について「この国の寄与なしに安定し永続的な国際秩序は考えられない」とし、対中関係の改善は「確実にわれわれの利益にもなり、またアジアと世界の平

和と安定に寄与する<sup>(8)</sup>と述べていた。またワルシヤワでの米中大使級会談は無期延期の状態であったとはいえず、中国の国連加盟の機運も漂う中、「ピンポン外交」も始まろうとしていた。したがって、「安保論争」は東アジアにおける「大國間の協調」の予兆の中で展開し、「四大國保障論」もそれと有機的な関連をもっていた。金大中の「四大國保障論」とそれに対する朴正熙の批判は、米中間の關係改善が朝鮮半島の安全保障と韓国の正統性問題にいかん作用するかについての認識の相違を集約していると考えられる。以下、「安保論争」を「グアム・ドクトリン」、外交教書等、ニクソン政権が打ち出した対外政策上の指針の変化に留意しつつ、韓国の安全保障と正統性の二つの領域から考察してみる。

## 二 「ニクソン・ドクトリン」と「韓国化」の概念——二つの次元——

### 1 「ブラウン覚書」の形骸化——南北対話の懸念——

「グアム・ドクトリン」が発表されたとき、朴正熙政権はそれが韓国に適用されることを予期していたわけではなかった。「グアム・ドクトリン」発表の翌月にもたれた米韓首脳会談の共同声明では「大韓民國国軍と在韓米軍が引き続き強力に、そして警戒態勢で維持されねばならない」と言及されたが、この一文について崔圭夏外務部長官は「グアム・ドクトリン」の中で米国が韓国を「特殊に扱う」意思を示したものと捉えていた<sup>(9)</sup>。そこに同席した金溶植駐国連代表部大使も、ニクソンが首脳会談で駐越韓国軍に言及しなかったことで「グアム・ドクトリン」が韓国に適用されることはないものと考えていた<sup>(10)</sup>。その背景に、駐越韓国軍の存在と米国の韓国軍現代化計画への支援と在韓米軍の駐留は条件関係にあることを確認した「ブラウン覚書」があったことはいうまでもない。したがって、一九六九年末、レアード (Melvin R. Laird) 米国防長官が金東祚駐米大使に在韓米軍一個師団

を撤収する意図を非公式に伝えたのは、韓国には想定外のことであった。金東祚はそれを直ちに朴正熙に報告する一方、「自主国防をモットー」とし、米軍撤収による国民の不安感を解消する対民政策」を建議し、これを受けて七〇年初頭、青瓦台で非常対策委員会が開かれたという。<sup>(1)</sup> 米国が韓国とヴェトナム双方からの兵力削減を決意しているならば、「ブラウン覚書」に示された条件関係のうち、駐越韓国軍と在韓米軍の駐留との条件関係は断絶せざるをえなかった。

これと同時期、米国家安全保障会議（National Security Council: NSC）では、在韓米軍一個師団撤収を決定する手続きが始まろうとしていた。一九七〇年一月、NSCが準備した文書には、韓国が「グアム・ドクトリン」の主たる対象であることが明記され、駐越韓国軍撤収を可能とすることが在韓米軍駐留の負担を軽減するだけでなく、米国が韓国で「低姿勢（a lower American profile）」をとる上でも「論理的な機会」を与えていると記されていた。<sup>(2)</sup> ニクソンが「グアム・ドクトリン」で、アジアの同盟国が自ら通常兵力の脅威に対応することを要請していた以上、韓国とヴェトナムの双方で駐留米軍の削減を試みながら、韓国軍がヴェトナムに引き続き駐留することは「グアム・ドクトリン」の趣旨にも反していた。後に七一年度中に在韓米軍一個師団相当の約二万人の削減と残存する一個師団の後方への再配置を決定した国家安全保障会議決定覚書第四八号（National Security Decision Memorandum: NSDM-48<sup>(3)</sup>）は、このような認識の下に採択されたのである。

ニクソンが「グアム・ドクトリン」を「ニクソン・ドクトリン」として定式化する外交教書を議会に送ったのは一九七〇年二月一八日であったが、そこには「グアム・ドクトリン」には明確に触れられなかったことにも言及されていた。ニクソンは教書の中で同盟国との関係を強調する一方、平和のためには「交渉しようとする姿勢」で敵対関係を克服する領域を模索する必要に触れていた。したがって、「ニクソン・ドクトリン」では、米国のアジアの同盟国への軍事コミットメントの通減とともに、同盟国に敵対勢力との対話を促すことも重要な要素で



あった。そうだとすれば、米国は「ヴェトナム化 (Vietnamization)」を推進するとともに、朝鮮半島でも紛争当事者間の対話を促す「韓国化 (Koreanization)」を推進しようとしていたことになる。振り返ってみれば、「グアム・ドクトリン」を遡る六九年六月、レアードは下院歳出委員会対外援助分科会秘密聴聞会で「韓国化」に言及しつつ<sup>(14)</sup>、在韓米軍削減の可能性を示唆していたが、「ニクソン・ドクトリン」の定式化を受け、「韓国化」は米国の対韓軍事コミットメントの通減と通常兵力の脅威に対する韓国の軍事的対応だけではなく、韓国が南北対話を通じて緊張緩和を模索することも指す概念に転化しようとしていたのである。

米国による「韓国化」は「ニクソン・ドクトリン」が定式化される過程と並行して推進されていた。一九七〇年二月末、上院で米国の対外公約に関して開かれた通称、サイミントン委員会 (Syrninton Committee) で、ポーター (William Porter) 駐韓米大使は「それ以前 (some time ago)」、韓国に南北対話を模索すべきとする米国の見解に關して韓国政府と協議した事実を明らかにした。<sup>(15)</sup>ポーターは韓国に南北対話を求めた時期については明言しなかったが、六九年一二月、ソウルで前中央情報部長の金炯旭に対し、米国が韓国に対して南北対話を求めた際の韓国政府の対応を打診していた。このとき金炯旭は、北朝鮮と接触したり対話を求めたりすれば、韓国では「容共主義者」との烙印を押されると述べ、否定的な返答をしたという。<sup>(16)</sup>ポーターはサイミントン委員会で、南北対話を求める米国の姿勢は「韓国から歓迎されなかった」と述べたが、これには金炯旭の否定的な返答も含まれているであろう。

このような経緯で一九七〇年三月二六日、ポーターが非公式ながら直接、朴正熙に在韓米軍削減計画を告げたが、朴正熙は駐越韓国軍の存在を強調し、「ヴェトナムにいる軍隊を撤収しても国を守らなければならぬ<sup>(17)</sup>」と述べたという。さらに米国が七一年会計年度中の削減計画完了の方針を告げると、朴正熙は四月二〇日付けのニクソン宛の親書で、その直前の周恩来訪朝で「米帝国主義」と「日本軍国主義」への共闘を謳った「中朝共同声

明」を指摘し、七〇年代前半が韓国の安全保障上決定的な時期であるとして、その時期の在韓米軍削減に強く反対した。<sup>18</sup>これには韓国内政上の政治日程も関係していた。当時の米国の会計年度が六月末に終了するため、在韓米軍削減計画は七一年六月末までに完了する。確かに、そのとき第七代大統領選挙は終了しているが、その期限内に計画を完了しようとするれば、補償措置などに事前に合意をしておかなければならない。その合意が朴正熙と共和党に不利に働くことは想像するに難くない。

しかし、これに対しニクソンは書簡（五月二六日）で、一九七一年から七五年にかけての韓国軍現代化計画の支援計画を議会に提案する意思を伝え、それが承認されるためにも七一年会計年度中の削減計画の完了が必要であると返信した。ポーターに在韓米軍削減計画を告げられた当初、朴正熙は駐越韓国軍撤収の可能性を挙げることでそれに抵抗したが、再びニクソンに宛てた書簡（六月一五日）では、在韓米軍削減には依然として抵抗しながらも、その計画を七五年以降に延期するために「ある程度の柔軟性」を示す用意があることを伝えた。さらに、サイゴンでのヴェトナム参戦国外相会議で、ロジャーズ（William P. Rogers）国務長官が崔圭夏に在韓米軍削減計画を公式に通告すると、朴正熙は国防部と外務部に指針を下し、これ以降の対米交渉で韓国側が「決して言及してはならない問題」として、国連軍司令官の韓国軍に対する作戦統制権の問題とともに、駐越韓国軍の撤収問題を挙げた。<sup>19</sup>サイゴンで崔圭夏がロジャーズに対し七一年四月の大統領選挙を挙げ、韓国の「国内政治事情」に配慮するよう懇願していたことから、<sup>20</sup>朴正熙は「ブラウン覚書」に示された在韓米軍の削減と駐越韓国軍の駐留の条件関係が断絶したことを自覚し、対米交渉で韓国がこれらの問題を挙げれば、在韓米軍撤収はさらに加速し、大統領選挙に不利に作用すると考えたのである。

このように、朴正熙自身が「ブラウン覚書」の駐越韓国軍の存在と在韓米軍の駐留との条件関係が絶たれたことを自覚する中、ニクソンが韓国軍現代化計画への支援を否定しなかったことは韓国をいったんは安堵させた。

実際、NSDM148も在韓米軍削減の補償措置として韓国軍現代化計画への支援の必要性を認めていた。したがって、これ以降の米韓交渉は韓国側が在韓米軍の削減に抵抗しつつ、より有利な韓国軍現代化計画を米国に求める「条件闘争」の様相を呈していった。しかし、金東祚が建議したように「自主国防をモットー」としてもその負担は計り知れず、また「米軍撤収による国民の不安感を解消する対民政策」が韓国軍現代化計画だけで十分とは考えられなかった。韓国が「自主国防」の負担を軽減しつつ、在韓米軍の削減による安全保障上の懸念を緩和するには、ポーターがいうように、韓国が南北対話に着手することは有効な選択肢として朴正熙の前に提示されていた。このとき、「ニクソン・ドクトリン」に示された「韓国化」を朴正熙が受け入れるかが問われていたのである。

## 2 「善意の競争」提案と「非敵性共産圏」——当事者による「スチーヴンソン修正案」——

サイゴンで崔圭夏がロジャーズに伝えたいま一つの懸念は、この年の秋の第二五回国連総会で、北朝鮮が朝鮮問題の討議に介入する可能性であった。すでに国連では一九六〇年代の非同盟中立諸国加盟国の増加により、韓国支持諸国が提出する決議案が圧倒的多数で通過する時代は過去のものになりつつあった。これを受け、韓国は六八年に朝鮮問題を毎年の国連総会に上程する「自動上程」から「裁量上程」に方針を転換し、国連総会もUNCURKは年次報告書を毎年総会に報告する必要があることを決議した（国連総会決議第二四六六号）。しかし、北朝鮮支持諸国が決議案を提出すれば、そこにUNCURK解体など、北朝鮮の主張が盛り込まれることは確実に視され、その通過を阻むべく韓国支持諸国も決議案提出を強いられることになる。そもそも「裁量上程」の決定がそうであったように、韓国支持諸国が上程した決議案が仮に通過したとしても、それは必ずしも韓国の統一方案の正当性を誇示することにはならなかった。七〇年二月、申泰煥国土統一院長官は「韓国の統一政策は国連監

視下の総選挙だけには固執できない」と発言していたが、それは当時の韓国の危機感を率直に語っていた。また、申泰煥はここで韓国が「国際社会で（中略）敵を最小限に減らし」、「親共中立国」にも進出しなければならぬと強調していた。<sup>(21)</sup>これが国連における北朝鮮支持諸国の増加に対抗する措置であったことはいうまでもない。政府は「親共中立国」との交易を「非敵性共産圏」の概念で正当化し、朴正熙も同年五月、これら「非敵性共産圏」との交易推進を指示したのである。<sup>(22)</sup>

この文脈から、朴正熙の「善意の競争」提案は、ニクソンが示唆した米国による「韓国化」に順応する試みであると同時に、国連における韓国の地位と深く関連していたとみなければならぬ。朴正熙は、韓国側から「最初に何らかの『ジェスチュア』をとれば北韓も反応をみせ（中略）意見交換をすれば北韓側の軍事的挑発を抑制できるのではないか」と述べ、姜尚郁大統領広報首席補佐官らに提案作成を命じていた。そこで朴正熙は「唯一合法性」という原則的立場から「平和共存」の語を避けつつ、「先平和・後統一政策」路線を提示したという。<sup>(23)</sup>しかし、朴正熙が北朝鮮との関係で「平和共存」の語を避けたとはいえ、国連に依拠する韓国政府の「唯一合法性」との整合性が問題となる。だからこそ、朴正熙はこの提案で、北朝鮮が国連における朝鮮問題討議への参加を許しながらも、そこに北朝鮮が「国連の権威と権能を受諾する」という条件があることを強調したのである。冒頭に示した通り、最初に北朝鮮にこの条件を示したのは「スチーヴンソン修正案」であった。「善意の競争」提案は、韓国大統領が国連で採択された決議案と同様の条件を北朝鮮に提示した点でも、国連での論議を南北当事者関係に「韓国化」する試みであったといってもよい。

他方、韓国国内に目を転じてみると、新民党にとって「善意の競争」提案の内容は新民党自身が従来から主張してきた南北交流の延長線上にあり、この提案を支持することは従来からの主張の正当性を損なわないと判断した。しかし、新民党が「善意の競争」提案を支持することは、与野党間で統一方案が収斂したことを意味し、新

民党も朴正熙と同様に、その提案の内容と国連に依拠する韓国の「唯一合法性」との間の整合性の問題に直面せざるをえなかった。この点について新民党総裁の柳珍山は、「善意の競争」提案を「歴代行政首班の措置の中で最も画期的なもの」と評価する一方、「唯一合法政府」であるはずの韓国政府と「対等な立場から競争をする政権や団体が存立できるか」という問題が提起されていることを自覚していた。

もとより、新民党で「善意の競争」提案を批判した議員がいなかったわけではない。新民党議員で例外的に「善意の競争」を批判したのは鄭一亨であった。鄭一亨は国会で、「善意の競争」提案によって「二つの韓国」が既成事実化される懸念を表明した。<sup>(25)</sup> 鄭一亨は初代特使団副使として国連総会決議一九五(Ⅲ)の採択に尽力した経緯から、韓国が「国連の産物であり、国連決議と監視によって政府が樹立され、国連によって国土が防衛されている。(中略)統一・再建・平和の課業も、国連に依存しなければならない」と強調していた。鄭一亨はまた、張勉政権の外務部長官として「外交政策七大目標」を発表し、李承晩の「北進統一論」を公式に否定した上で国連監視下の南北総選挙を支柱とする統一方案を提示していた。その鄭一亨が「善意の競争」提案を厳しく批判していた事実は、「善意の競争」提案が韓国の「唯一合法性」を動揺させる可能性を孕んでいたことを反証していた。

その直後に柳珍山が提唱した「四大国保障案」は、韓国の既存の対外政策の枠組みを逸脱するものであった。政府はすでに「非敵性共産圏」との交易に着手していたが、この概念は当然、「敵性共産圏」の存在を前提とする。北朝鮮との関係上、中国とソ連が「敵性共産圏」に区分されることはいうまでもないが、柳珍山は「四大国保障案」について、中国とソ連が含まれることを明確に指摘した上で「韓半島で戦争を抑制できる国際的な保障案」であると説明していた。柳珍山が南北当事者も「民族的次元で戦争を抑制する努力」を払う必要性を説いたことを考えると、「四大国保障案」は南北当事者間の相互不可侵を中国、ソ連を含む多国間協議で保障する構想であったといってもよい。したがって、「四大国保障案」は、「善意の競争」提案以上に「二つの韓国」を既成事実化

する危険を孕んでいた。確かに、柳珍山はその危険に明確に応えたわけではなく「保障」の具体的措置を提示したわけではなかったが、実際、後に大統領候補に指名された金大中はこの構想を發展させ、「四大国保障論」として選挙公約に掲げることになる。<sup>(27)</sup>これに対して政府共和党は、「善意の競争」提案以降も「唯一合法性」を主張し、「非敵性共産圏」との交易を外交関係に發展させる上でも漸進主義の域を出なかった。丁一権國務総理は国会で、共産圏との外交関係の樹立は考慮せず、東欧共産圏との交易関係についても「検討中」と発言するにどまった。<sup>(28)</sup>朴正熙もまた、施政演説（丁一権代読）で、「安保と統一基盤造成のための積極外交」に言及し、改めて「わが国の正統性と唯一合法性についての国際的認識を強化する」必要に触れたが、まさに韓国<sup>(29)</sup>の正統性はその直後の第二五回国連総会で挑戦を受ける形となった。

そもそも、韓国は第二五回国連総会で「裁量上程」に従い、国連総会での票決を回避する方針でいたが、サイゴンで崔圭夏がロジャーズに伝えた懸念の通り、北朝鮮が支持諸国に働きかけて決議案を提出させた。韓国支持諸国はそれを封殺するため決議案の提出を強いられ、UNCURKも年次報告書の提出を余儀なくされた。確かに、ここでも韓国の単独招請案が加盟国の賛同を失ったわけではなく、朴正熙が「善意の競争」提案で北朝鮮に要求した「国連の権威と権能を受諾する」という条件も加盟国の多数の賛同を得ていた。票決結果をみると、韓国代表単独招請案が賛成六三票、反対三一票（棄権二六票）、無条件同時招請案が賛成四〇票、反対五四票（棄権八票）という結果となり、北朝鮮が「国連の権威と権能を受諾する」という条件の下で、北朝鮮を朝鮮問題討議に招請することを再確認する内容となっていた。<sup>(30)</sup>崔圭夏は韓国の単独招請案が「圧倒的多数」で通過したと自賛したが、<sup>(31)</sup>前年の国連総会で、韓国単独招請案が賛成七〇票、反対二六票（棄権二一票）であったことを考えるとき、加盟国が韓国単独招請案から離反しつつあることは明らかであった。その背景に、北朝鮮の非同盟中立諸国への外交が成功しつつあったことはいままでもない。事実、国連総会の直前、ザンビアでもたれた第三回非同盟国首

脳会議では初めて朝鮮問題が議題として扱われ、そこで発表された「ルサカ宣言」でも、在韓米軍が「民族独立と国際平和への脅威」と位置づけられていた。<sup>(32)</sup>

韓国は第二五回国連総会に提出した覚書で、統一問題の解決がUNCURKに依存することを強調していたが、その直後、韓国の「唯一合法性」への挑戦はUNCURKにも波及した。それは一九七〇年九月、チリでアジェンデ (Salvador Allende Gossens) による社会党政権が誕生したことに端を発していた。チリは国連軍構成国ではなかったが、UNCURK構成国として朝鮮問題解決における国連の責任に関与する立場にあった。アジェンデが過去、上院議長として訪朝した経緯に加え、チリ社会党が朴正熙政権を「ファッシュ抑圧政権」と非難していたため、朴正熙は白斗鎮を团长とする特別使節団を中南米諸国に派遣し、関係改善を急いだ。しかし、サンチャゴでデュラン (Julio Duran) 上院議員は白斗鎮にアジェンデ政権が「分断された共産圏と関係を結ぶことは反米政策の一部」であることを告げただけでなく、アジアで米国との関係に「亀裂を入れる」対象として韓国を挙げ、UNCURKからの脱退にも言及した。白斗鎮は経済協力を申し出てそれを阻止しようとしたが、帰国中のデイエメール (Carlos Diemer) 駐韓代理大使は北朝鮮との外交関係樹立の意志を明らかにした。<sup>(33)</sup> 白斗鎮の努力にもかかわらず、同年十一月、チリはUNCURKからの脱退を決定したのである。

### 三 「四大国保障論」批判——「大国間の協調」と韓国——

#### 1 郷土予備軍廃止論批判——駐越韓国軍撤収と防衛師団編成——

韓国が「ニクソン・ドクトリン」の定式化とともに、安全保障と正統性の危機に瀕している時期、金大中が新民主党の大統領候補の指名を受けることになったが、金大中の「ニクソン・ドクトリン」に対する認識は朴正熙の

それとは大きく異なっていた。確かに、米国が韓国に在韓米軍削減計画を公式に通告したことに対して国会が満場一致でそれに反対する対米決議文と対政府建議文を採択したとき、当然のことながら金大中もそこに名を連ねていた。しかし、金大中の「ニクソン・ドクトリン」認識は、米国の「アジアからの撤収」反対で一貫していたわけではなかった。事実、その二カ月前の一九七〇年五月、金大中は「ニクソン・ドクトリン」が定式化されたのを受け、それを「長期的かつ原則的な立場から賛成」と発言していた。<sup>36</sup>

「ニクソン・ドクトリン」に賛成しながら在韓米軍削減に反対するのは矛盾しているかのようにみえるが、金大中の認識では必ずしもそうではなかった。金大中は駐越韓国軍の撤退を主張していたが、それは韓国軍のヴェトナム派兵以降、韓国が米国に対して「隷属的」な立場に置かれていたという理由からであった。<sup>37</sup>したがって、金大中は「ニクソン・ドクトリン」によって、韓国が米国との「対等性」を確保すると同時に、駐越米軍の撤収に従って駐越韓国軍も撤収できると考えていた。むしろ、金大中が米韓同盟関係で問題にしたのは、米軍の介入あるいは撤収に際して韓国側に拒否権のないことであった。金大中は在韓米軍が韓国防衛を目的とする以上、その撤収は韓国が「国土防衛上（中略）支障ないとの確信があるとき」に限られるべきとし、北朝鮮がソ連と中国との間で結んでいる友好協力相互援助条約と同様、米軍が「自動的に参戦できるような条約をつくらなければならない」とも主張していた。表現の妥当性はともかく、金大中はこれを米韓相互防衛条約の「片務性」と呼んでいた。<sup>38</sup>したがって、「ニクソン・ドクトリン」が南ヴェトナムと韓国の双方に適用されることで、金大中は政府と共和党の米国に対する「隷属性」と「片務性」を同時に批判することができたのである。

これに対して政府共和党は、米軍がヴェトナムからの撤退の意思を明らかにするなか、最も大規模な部隊を派兵していた連合国として、韓国に南ヴェトナム情勢の安定化の役割が期待されていたことを認識していた。丁一権も国会で「現段階で駐越軍の撤収は考慮していない」と答弁する他なかった。<sup>39</sup>このとき韓国が抱えた懸念は、



すでにオーストラリア軍など、他の連合国軍も撤収の方針を固める中、ニクソンが「ヴェトナム化」の成果を米国内で誇示するため駐越米軍撤収を急いだ場合、韓国軍だけが南ヴェトナムに残留する可能性であった。そうなれば、金大中のいう米国への「隷属性」を露呈することになり、翌年春の選挙が政府共和党に不利に展開する要因にもなりかねなかった。丁來赫国防部長官がウェストモアランド (William C. Westmoreland) 米陸軍参謀総長に対し、韓国軍だけがヴェトナムから撤退しようとする他の連合軍の「掩護部隊」に墮す懸念を伝えたのもそのためであった。<sup>(40)</sup>

さらに、金大中が問題にしたのが、郷土予備軍の存在であった。冒頭に示した通り、郷土予備軍とは、朴正熙が「自主国防論」を掲げる中、北朝鮮の武装ゲリラの鎮圧を目的として創設したものであり、北朝鮮の武装ゲリラの脅威こそ、一九六九年の「三選」を正当化した最大の根拠であった。金炯旭によれば、中央情報部では一時期極秘に郷土予備軍を廃止する案を研究していたというが、朴正熙が自身の「三選」をかけた大統領選挙に臨むにあたって、郷土予備軍の廃止に応じることは北朝鮮の武装ゲリラの脅威を等閑視するだけではなく、「三選」の根拠を自己否定するに等しかった。これに対して、金大中は大統領候補指名を受け、初の遊説で郷土予備軍の廃止と「三選」を禁ずる重任禁止事項の復活を主張した。<sup>(42)</sup>かくして、郷土予備軍の存廃をめぐる論議は、政権交代論と渾然一体となっていた。

もとより、金大中も北朝鮮の武装ゲリラの脅威を軽視していたわけではなく、その郷土予備軍廃止の主張も無条件ではなかった。事実、金大中はその代案として、国軍拡充による国防力強化を謳い、第一補充役への軍事訓練を実施する他、武装ゲリラに脆弱な地域には戦闘警察隊などを活用する等によって、武装ゲリラの鎮圧は可能と主張していた。ところが、金大中が大統領候補指名を受けて間もなく、金日成は朝鮮労働党第五回大会で「正規戦と遊撃戦を正しく組み合わせる」ことを主張し、朝鮮人民軍と労農赤衛隊が一体となる軍事戦略を唱えた。<sup>(43)</sup>

しかも一月五日には、米国が第七歩兵師団の撤収に合わせ、それまで西部戦線を担当していた第二歩兵師団を後方配置する計画を発表し、韓国軍が軍事境界線全域の防衛を担当することになった。これ以降、朴正熙は「正規戦と遊撃戦を正しく組み合わせる」北朝鮮の新たな軍事戦略に直面しつつ、「ニクソン・ドクトリン」が南ヴェトナムに続き、韓国にも適用されることが明らかとなる中で、金大中が唱える郷土予備軍廃止論に反駁しなければならなかった。

金大中の郷土予備軍廃止論について、丁來赫は当初から、北朝鮮と金日成を「鼓舞、激励する」と批判していたが、一月五日に国防部が発表した軍改革は郷土予備軍の存在意義を正規軍との関連で捉え直す内容となっていた。それは北朝鮮が全面戦争を敢行した場合を想定し、既存の後方師団を前方に投入して生まれる空白を埋めるため、予備軍部隊要員で防衛師団を創設することを盛り込んでいた。これにより、国軍兵力を維持したまま戦時動員を確保し、予備軍の運営も中隊単位で師団単位に即刻転換することが可能となった。<sup>(45)</sup>この軍改革は郷土予備軍に武装ゲリラ鎮圧に加え、北朝鮮の奇襲攻撃に対応する任務も与えることで正規軍と一体化させた点で、「正規戦と遊撃戦を正しく組み合わせる」北朝鮮の新たな軍事戦略にも対応する形となっていた。この軍改革の施行後、郷土予備軍を廃止することは、北朝鮮の奇襲攻撃に対応する正規軍の戦闘能力をも減殺することにならざるをえなかった。

また、この論争が「安保論争」といわれたいま一つの所以は、それが米中関係の改善が韓国にもたらす安全保障上の危機についての論争に発展したからであった。これについて朴正熙は、一九七一年の新年辞で「仮想敵国が『この地域に力の真空状態が生まれ、共産勢力が自由陣営に比べて相対的に力の優位に立っている』と誤った判断を下しやすい素地がある」と警告していた。この発言が示すように、朴正熙は大国間の緊張緩和が朝鮮半島に連動せず、むしろ緊張を高めると考えていた。朴正熙は、金日成が「ヴェトナムのようなゲリラ戦や中東のい

わゆる六日戦争のような奇襲攻撃<sup>47</sup>を行う可能性を強調し、韓国をゲリラ戦に苦戦しながら駐越米軍撤退の可能性に直面する南ヴェトナムと——逆説的ではあるが——イスラエルによる奇襲攻撃で多くの占領地を奪われたアラブ諸国に擬えていた。国軍と郷土予備軍が一体化する軍改革を発表していたことを考えても、朴正熙にとつて金大中が主張する国軍拡充は、「正規戦と遊撃戦を正しく組み合わせる」北朝鮮の脅威に対峙する上で、必要条件にはなりえても十分条件にはなりえなかった。朴正熙が「六〇万国軍をより精鋭化し二五〇万郷土予備軍の戦闘力をより強化する」として、国軍と郷土予備軍を不可分としたのもそのためであった。

これは「安保論争」を展開する上で朴正熙に有利に作用したことを意味しなかった。むしろ朴正熙は選挙を目前に控え、「ブラウン覚書」のうち、駐越韓国軍と在韓米軍の間の条件関係が断絶したことを国民の前で認めなければならなかった。朴正熙は一九七一年の年頭記者会見で「ニクソン・ドクトリン」が韓国にも適用されたとを率直に認めた上で、駐越韓国軍の削減も「検討中<sup>48</sup>」と述べざるをえなかった。もとより、駐越韓国軍撤収については慎重論もなかったわけではない。同年二月一五日、第七歩兵師団の離韓が発表されたのを受け、劉載興大統領安全保障担当特別補佐官は「ブラウン覚書」に影響を与えないよう韓国軍のヴェトナム駐留を建議していた。<sup>49</sup>しかし朴正熙は、すでに「ブラウン覚書」が形骸化していたと判断していたことに加え、他の連合軍もヴェトナムからの撤退を決意しているなかで、韓国軍が「掩護部隊」となることの危険性を重くみていた。実際、朴正熙を大統領候補に選出した共和党全党大会で採択された選挙公約では、「駐越韓国軍の段階的撤収を実現<sup>50</sup>」すると記され、新民党の主張に同調する形となっていた。その結果、朴正熙は「外交国防の無能を曝け出している<sup>51</sup>」との金大中の批判を甘受しなければならなかった。

駐越韓国軍の撤収について与野党の主張が収斂する中、朴正熙と金大中の主張が際立った対比をみせたのは、大國間の緊張緩和が朝鮮半島にいかにか波及するののかについてであり、郷土予備軍の存廃もその関連で議論される

ことになった。上述の通り、朴正熙は大国間の緊張緩和がむしろ朝鮮半島の緊張を高めると認識していたが、一九七一年四月一六日にニクソンが訪中の希望を表明すると、金大中は北朝鮮も「平和志向的な世界政治の変動」に順応せざるをえず、「少なくとも一〇年以内」は「南侵できない」と発言した<sup>(52)</sup>。この発言にみられるように、朴正熙とは対照的に、金大中は大国間の緊張緩和が北朝鮮の対南武力行使に大きな拘束力となると認識し、それを国民に訴えることで自身の郷土予備軍廃止論も正当化できると考えていた。その時期、北朝鮮の武装ゲリラが減少していたことも、金大中には有利な要素となつて作用していた。これに対して朴正熙は、朝鮮労働党大会での金日成の発言に触れて危機意識を喚起するとともに、北朝鮮の武装ゲリラが減少したのは、金日成が武装ゲリラ派遣を控えることで韓国世論を郷土予備軍廃止に誘導するためであると反駁せざるをえなかった<sup>(54)</sup>。朴正熙が金大中の郷土予備軍廃止論を批判しつつ、「周辺情勢の変化には（中略）われわれに不利な情勢も多いであろうと予測される<sup>(53)</sup>」と述べていたことをみても、郷土予備軍の存廃をめぐる朴正熙と金大中の間の論争は、大国間の緊張緩和が朝鮮半島にいかにか波及するかについて、両者の認識の相違を象徴していたといつてよい。

## 2 大国による「共同管理」の懸念——国連加盟国「普遍性」の原則——

他方、第二五回国連総会後、国連における韓国の地位低下が抑制されず、チリのUNCURK脱退を挙げるまでもなく、統一問題の解決における国連の責任も損なわれようとしていた。政府は「親其中立国」との交易を「非敵性共産圏」の概念で正当化し、朴正熙も「非敵性共産圏」との交易を指示しながらも、それを外交関係に発展させることについては漸進主義の域を出ていなかった。一九七一年一月の新年辞で朴正熙が「敵性のない共産圏となら実利的な外交関係、を樹立することもありうる」（傍点は引用者）と述べたのは、それまでの漸進主義が国連における韓国の地位低下を抑制できず、韓国版「ハルシユタイン・ドクトリン」に拘泥することが、むしろ国連

における韓国の地位低下を招くという悪循環を断とうとする試みであった。

しかしながら、韓国の正統性の危機は第三国との関係以外にも及んでいた。上述の年頭記者会見での朴正熙の発言は、その危機を端的に表現していた。朴正熙はここで、中国の国連加盟の機運に危機感を表明する一方、「国連軍を構成した一六カ国の中で、中共を承認する国が現れた」ことを指摘しつつ、それを韓国の「国家安保上の一大試練」と表現した。朴正熙のこの発言は、一九五六年四月まで国連軍司令部の下に戦闘部隊を置きながら、七〇年一〇月に中国を承認したカナダを指していた。中加国交樹立で国連加盟国の間でいわゆる「アルバニア案」への支持増加が考えられたのは当然であったが、朴正熙が抱えた懸念はそれにとどまらなかった。中加国交樹立に続き、国連軍に医療部隊を派遣したイタリヤだけではなく、この会見直前の七一年一月五日には、UNCURKからの脱退を決定したチリも中国との国交を樹立していた。すなわち、中国の国連加盟の機運が国連軍司令部とUNCURKという韓国の安全保障と統一問題の双方における国連の権能に波及していたのである。朴正熙はこの会見で「ニクソン・ドクトリン」が韓国に適用されたことに加え、中加国交樹立がもたらす危機を「国家安保上の一大試練」とし、国民の危機意識を喚起しようとしたのであろうが、中国の国連加盟の機運は、「四大国保障論」が新たな国際環境に順応して韓国の安全保障を確保することを主張していた点で、金大中に有利に働いた。共和党代弁人の金昌権は「四大国保障論」が「国基を揺るがす重大な誤謬」<sup>56</sup>と批判していたが、このとき、カナダがすでに中国と国交を樹立していたことを考えると、これは政府共和党の統一・外交政策が新たな国際環境から遊離しつつあることへの危機意識を語っていたのかもしれない。

さらに一九七一年初頭、事態は「四大国保障論」にあたかも説得力を与えるかのような展開をみせていた。金大中は同年一月末から二月にかけ米国と日本を訪問し、米国ではロジャーズらとも会見の機会を得た。金大中はそこで「中共の国連加盟問題と二つの中国の問題、分断国家の国連同時加盟の問題、アジアの将来と韓国の安

問題等」に関する意見交換を通じ、米国が「中共の国連加盟問題を現実問題として受け止めようとし、台湾を犠牲にしない原則で現実的に解決する方途を模索中との印象を受けた」と述べていた<sup>(57)</sup>と述べていた。この時期の米国ではNSCが国家安全保障研究覚書第一〇七号（National Security Study Memorandum : NS S M - 107）を作成し、加盟国の「普遍性」原則による加盟、あるいはこれに「二重代表制」を連動させる方式での加盟などの選択肢を用意していた<sup>(58)</sup>。金大中のいう「台湾を犠牲にしない原則」とは、右のいずれかに該当する。むしろ、金大中がこのNSC文書を見たことはありえないが、第二五回国連総会でもフィリップス（Christopher H. Phillips）駐国連米大使も中国の単独加盟と中華民国追放を骨子とする「アルバニア決議案」が加盟国の「普遍性」の原則に反することを指摘し、事実上、中国の国連加盟の方法として「二つの中国」に傾斜していることを示唆していた<sup>(59)</sup>。ロジャーズらは金大中にその立場を伝えたものと考えてよい。

これらの選択肢は「アルバニア決議案」を封殺する目的で考え出されたとはいえず、「重要事項指定方式」に必要な加盟国の三分の二以上の票を得ることは困難と考えられた。しかし方式はどうであれ、米国が中国の国連加盟を視野に入れたことで、韓国がその「唯一合法性」を国連で主張することはますます困難となったことは確かであった。振り返ってみると、金大中は一九六四年、いずれ中国が国連に加盟すると予期した上で、中国が国連加盟に際して韓国の「唯一合法性」を認める「パートナー」を提起したことがある<sup>(60)</sup>。もとより、その「パートナー」が成立するには、中国が韓国の「唯一合法性」を認めない北朝鮮との関係を犠牲にしなければならず、周恩来訪朝を機に「米帝国主義」と「日本軍国主義反対」の共闘関係を築いた中国がその「パートナー」を受け入れる余地は皆無といつてよかつた。しかも、米国が中国の国連加盟について、韓国の「唯一合法性」を条件化したことはなかつた。金大中は米国訪問で、中国の国連加盟問題が韓国固有の利害を犠牲にして進行しつつあることを認識したに違いない。

金大中帰国後の一九七一年二月二十五日、ニクソンは議会に再び外交教書を送ったが、ここでニクソンは韓国を「ニクソン・ドクトリン」が適用された「格好の事例 (an excellent case)」と位置づけつつ、初めて中国の正式国名家称、中華人民共和国に言及した上で、米国、日本、中国、ソ連が「協調 (in concert) すること」がアジアの新たな安全保障構造における重要な要因であると述べた。<sup>(61)</sup>したがって、七一年の外交教書は「ニクソン・ドクトリン」が朝鮮半島だけではなく、周辺諸国にも関わる地域的広がりをもつことを示していたのかもしれない。そうだとすれば、ニクソンは韓国に「ニクソン・ドクトリン」を適用するとともに、朝鮮半島について周辺諸国が協調することで新たな安全保障の構造を視野に入れていたことになる。その後、ニクソン政権は対中旅行制限撤廃を発表するが、その直後に「四大国保障論」を盛り込む選挙公約を発表した金大中は、米中関係の改善がニクソンの七一年の外交教書に言及された「大国間の協調」に発展し、やがて「四大国保障論」に接近することを期待したのである。

しかし他方、米国が中国の国連加盟問題で「二つの中国」に傾斜することで、かつて金大中が提起した中国の国連加盟と韓国の「唯一合法性」の間の「バーター」が困難となりつつあることは明らかであった。それを知悉した上で金大中が「四大国保障論」を主張していたとすれば、金大中は韓国の「唯一合法性」の犠牲の上に、朝鮮半島をめぐる多国間協議を優先していたことになる。これに対して朴正熙は「四大国保障論」を「感傷的統一論議<sup>(62)</sup>」とし、「無責任」で「大変危険千萬なこと<sup>(63)</sup>」とも批判していたが、それは依然として韓国の「唯一合法性」に固執する朴正熙の認識をよく示していた。繰り返すまでもなく、朴正熙が一九七一年の「新年辞」で「非敵性共産圏」との外交関係樹立の可能性を示唆したのは積極的な動機からではなく、国連において「唯一合法性」を主張する韓国の地位低下を阻止するためであった。したがって、朴正熙が「敵性共産圏」である中国とソ連を含む「四大国保障論」に対して、「唯一合法性」を主張する立場からより厳しく批判したのは当然であった。朴正

熙は「四大国保障論」が中国とソ連を含むことで、韓国の「唯一合法性」は否認され、UNCURKも解体されるをえないと批判した。さらに、朴正熙の「四大国保障論」批判は国連加盟問題にも及んだ。朴正熙は「四大国保障論」によって加盟国「普遍性」の原則が韓国にも適用され、「二つの韓国」が既成事実化されることに強い懸念を表明した。<sup>65</sup> 朴正熙が「四大国保障論」を「四大国から信託統治を受けるようなもの」と批判していたことをみても、朴正熙は朝鮮問題が大国間で共同管理される懸念を表明したといってもよい。

#### 四 結語——「安保論争」と韓国外交の選択肢——

「安保論争」の直接の契機は、アジアの同盟国からの軍事的コミットメントの逡減を支柱とする「グアム・ドクトリン」の発表であった。ニクソンは一九七〇年二月の外交教書で、それを「ニクソン・ドクトリン」として定式化する一方、同盟国に平和のためには敵対勢力とも「交渉しようとする姿勢」を求めた。これに対し朴正熙は、「ブラウン覚書」が形骸化したと判断し、駐越韓国軍の段階的撤退の容認に傾きつつ、北朝鮮に「善意の競争」提案を行い、敵対勢力とも「交渉しようとする姿勢」をとることを慫慂するニクソンに応えた。しかし、ニクソンが七一年の外交教書で東アジアでの「大国間の協調」を示唆したとき、朴正熙はそれに危機感を隠そうとしなかった。ところが、朴正熙とは対照的に、金大中は「四大国保障論」を提唱し、それはニクソンが示唆した「大国間の協調」と共鳴するかのよう展開していった。その限りで、朴正熙の「四大国保障論」批判は、間接的なニクソンの外交教書批判でもあり、「安保論争」とは「大国間の協調」に対する両者の認識をめぐる論争でもあった。

また、朴正熙が「四大国保障論」を批判するとき念頭に置いていたのは、その構想が中国とソ連という「敵性



共産圏」を含むことで、すでに動揺していた韓国の「唯一合法性」の根拠がさらに損なわれる可能性でもあった。金炯旭の周辺では「四大国保障論」に似た構想があったというが、それが事実であったとして、朴正熙がそれを公約に掲げられなかったのは、韓国の「唯一合法性」を犠牲にする可能性からであったろう。翻れば、金大中が提示した「四大国保障論」は、韓国の「唯一合法性」の主張の犠牲の上に成り立っていたことになる。したがって、ニクソン政権がより「大国間の協調」に傾斜すれば、金大中の「四大国保障論」は説得力を増すが、反面それは韓国が「唯一合法性」の主張を犠牲にしなければならないことを意味する。とりわけ、ニクソン政権が中国の国連加盟を容認すれば、その方式に関わらず、韓国が国連で「唯一合法性」を主張することは絶望的となる。

結局、第七代大統領選挙は、朴正熙が約六三・四万二〇〇〇票、金大中が約五三・九万五〇〇〇票という僅差ではあるものの朴正熙当選という結果となり、朴正熙「三選」は既成事実化され、郷土予備軍も存続することになった。また、金大中がこの選挙に敗れるとともに、「四大国保障論」もいったんは封印された。しかし選挙後、ニクソン政権は中国の国連加盟について事実上「アルバニア決議案」を容認しつつ、米中接近を図ることになる。これを受け、朴正熙もそれまで警戒してきた加盟国「普遍性」の原則を受け入れ、南北国連同時加盟を模索し、多国間協議論を提案する立場に転じていった。<sup>69</sup>したがって、「安保論争」は、韓国外交の選択肢が狭まりつつある中で展開したといってもよい。金大中は郷土予備軍廃止論を「早く出し過ぎた」と回顧したが、選挙後の展開を考えると、「四大国保障論」こそ、提起が早すぎた構想であったのかもしれない。換言すれば、「安保論争」での朴正熙の「四大国保障論」批判は、それ以前の韓国の統一・外交政策が限界に達するなか、「唯一合法性」の主張から多国間協議論には抵抗せざるをえなかった韓国外交の過渡性を示していたのである。

- (1) 「브라키覚書」(一九六六、三、四、七、八)『韓美修交二〇〇年史——關係資料 및 年表』서울, 東亞日報社, 一九八二年、一九〇〜一九二頁。
- (2) 「一・二一事態」と「プエブロ号事件」、さらに朴正熙が「自主国防論」を提唱する過程については、拙稿「朴正熙「自主国防論」と日米「韓国条項」——「総力安保体制」の国際政治経済」小此木政夫・文正仁編「市場・国家・国際体制」、慶應義塾大学出版会、二〇〇一年を参照された。
- (3) "Informal Remarks in Guam with Newsmen, July 25, 1969," *Public Papers of the Presidents: Richard Nixon, 1969*, Washington DC: United States Government Printing Office, 1971, pp. 544-556.
- (4) 「駐韓美軍の縮減을 반대하는 國會의 對美決議文 및 對政府建議文」(一九七〇、七、一六)「前掲」『韓美修交二〇〇年史』、二〇八〜二〇九頁。
- (5) 「第三回国連総会決議「朝鮮独立問題」(総会決議一九五―Ⅲ)、一九四八年二月二日」神谷不二編集代表「朝鮮問題戦後資料(第一巻)」, 日本国際問題研究所, 一九七六年、四六六頁。「唯一合法性」の統一政策上の位置づけは、拙稿「韓国における国家統治形態の『暫定性』と対外適応——朴正熙「平和統一外交宣言」の内的文脈」富田広士・横手慎二編「慶應義塾大学法学部政治学科開設一〇〇年記念論文集 地域研究と現代の国家」、慶應義塾大学出版会、一九九八年を参照。なお、韓国の「ハルシユタイン・ドクトリン」については、拙稿「韓国外交における「ハルシユタイン・ドクトリン」の放棄の過程——朴正熙大統領「平和統一外交宣言」への道程(上)・(下)」『外交時報』第二二五九〜二六〇号(一九八九年六月、一九八九年七月・八月合併号)を参照されたい。
- (6) 「善意の競争」提案については、拙稿「朴正熙政権期韓国の『自立』と正統性問題——『善意の競争』提案と『国民総和』概念」岡部達味編『アジア政治の未来と日本』、勁草書房、一九九五年、八七〜九〇頁を参照されたい。以下、「善意の競争」提案からの引用は、「제二五주년『광복절』경축사(一九七〇년八月一五일)」『박정희대통령연설문집(제七집)』서울, 대통령비서실, 発行年不詳による。
- (7) 「安保論争」で金大中が行った郷土予備軍廃止、「四大国保障論」に関する発言は、特に断らない限り、拙稿「金大中『四大国保障論』の生成と展開——韓国第七代大統領選挙「安保論争」の断面」鐸木昌之・平岩俊司・倉田秀也編「朝鮮半島と国

際政治——冷戦の展開と変容』、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年による。なお以下、金大中の選挙公約からの引用は、「김대중 대통령 후보의 선거공약 (一九七一年三月二四日)」。金大中全集編纂委員會編『金大中全集—祖國에 바친 生命—나의 政治哲學』서울, 社團法人韓経科研, 一九八九年, 八五—九四頁による。

(8) *United States Foreign Policy for the 1970's, A New Strategy for Peace: A Report by Richard Nixon to the Congress, February 18, 1970*, Washington DC: U. S. Government Printing Office, 1970. 以下、ニクソンが一九七〇年二月に議会に送った外交教書からの引用はこの文献による。

(9) 최규하 『박정희대통령자하의 방미의 성과와 의의』, 『월명의 유대를 굳히고——박정희대통령 내외분방미기』서울, 동아출판사, 八五頁。前掲拙稿, 「朴正熙政權期韓國の『自立』と正統性問題」, 八六頁。

(10) 金溶植 『희망과 도전——金溶植의 고회고론』서울, 東亞日報社, 一九八七年, 一八二—一八七頁。

(11) 金東祚 『回想八〇年金東祚外務部長官回顧録——冷戦時代の우리外交』서울, 문화일보, 二〇〇〇年, 二四一—二四二頁。  
(12) “Paper Drafted in the Security Council, Washington, Undated,” *Foreign Relations of the United States, Volume I: Foundations of Foreign Policy, 1969-1972*, Washington DC: U.S. Government Printing Office, 2003, p. 170.

(13) “National Security Decision Memorandum-48, March 20, 1970,” *Presidential Directives on National Security [microform]: From Truman to Clinton*, Alexandria VA: Chadwyck-Healey, 1994. 以下、NSDM-48からの引用はこの文献による。NSDM-48の詳細については、本稿とは文脈は異なるが、拙稿「韓國の国防産業育成と日米韓關係——『韓國条項』後の安全保障關係の再調整」小此木政夫・張達重編『戦後日韓關係の展開』、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年を参照された。

(14) *Investigation of Korean-American Relations: Report of the Subcommittee on International Organization of the Committee on International Relations, U.S. House of Representatives*, Washington D.C.: Committee on International Relations, October 31, 1978, p. 63. 以下、この報告に関する詳細は、前掲拙稿「韓國の国防産業育成と日米韓關係」七八頁を参照された。

(15) U.S. Senate, Committee on Foreign Relations, Subcommittee on U.S. Security Agreements Abroad, Hearings, *United States Security Agreements Abroad: Republic of Korea*, 91st Congress and 2nd Session, Part 6, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, February 24, 25, and 26, 1970, pp. 1680-1682. 以下、ホルターのサニティン委員会の発言はこの文献による。

- (16) 박건영·박선원·유승지 「제삼공화국시기 국제정치와 남북관계——七·四공동성명과 미국의 역할을 중심으로」 『국가전략』 제九권四호（二〇〇三年 겨울, 통권二六호）, 七一〜七二頁。
- (17) 金鐘信 『박정희대통령과 주변사람들』 서울, 한국논단, 一九九七年, 一六三頁。
- (18) 「대통령각하의 친서」 님스, 대통령에게 전달」 『한국안보에 관한 한·미간협의(국군현대화五개년 계획 및 주한미군 감축)』 一九七〇〜七一, 전八권（V. 1 기본문서, 一九七〇, 四〜八）（분류번호 七二九 一一, 등록번호 四三〇八）。以下, 朴正熙とニクソンの間で交換された書簡からの引用はこの綴による。
- (19) 「韓國軍減縮에 對한 美國側態度分析과 韓國側對應策」 外務部·國防部（D-31）, 三〜四頁。
- (20) 「崔圭夏外務部長官과 로저스」 美國務長官問의 面談記錄」, 同右文書所収, 一二頁。以下, サイゴンでのロジャーズと崔圭夏との会見からの引用はこの文献による。
- (21) 『한국일보』 一九七〇年二月二日。
- (22) 鄭在景編著 『朴正熙實記——行蹟抄録』 서울, 集文堂, 一九九四年, 三三四頁。
- (23) 「장상욱 청와대공보수석비서관 겸 대변인（二〇〇三. 1. 三〇）」 강인덕·송중환 『남북회담——七·四에서 六·二五까지』 서울, 극동문제연구소, 二〇〇四年, 四五五〜四五七頁。
- (24) 「統一問題는 범국민적 協議體서 討議를（第三一次政務會議, 一九七〇年八月二日, 中央黨會議室）」 『萬年野人柳珍山總裁黨·議會發言史（下）』 서울, 玉溪柳珍山先生記念事業會, 一九八四年, 三八六頁。
- (25) 『제七五회 국회의원회 제四호（一九七〇년九月九일）』 서울, 대한민국국회사무처, 一九七〇年, 六頁。
- (26) 鄭一亨 『유엔의 成立과 業績』 서울, 國際聯合韓國協會, 一九五二年, 一〇頁。
- (27) 柳珍山の「四大国保障案」, および金大中が新民黨選出大統領候補に選出される経緯については, 前掲拙稿「金大中「四大国保障論」の生成と展開」, 一三〜一五頁を参照されたい。
- (28) 前掲, 『제七五회 국회의원회 제四호』, 一八頁。
- (29) 「一九七一年도 예산안 제출에 즈음한 시정연설문（一九七〇년九月二일）」前掲, 『박정희대통령연설문집（제七집）』, 二四六〜二四七頁。

- (30) 「제二五차『유엔』총회 정치위원회에서 의결한 대한민국 단독초청 결의안, 一九七〇. 一〇. 三〇.」『대한민국의 고년표부』 주요문헌, 一九七〇』서울, 외무부, 一九七一年, 四五七頁。
- (31) 「一九七〇. 一〇. 三〇. 제二五차『유엔』총회 정치위원회에서 의결한 대한민국 단독초청 결의안에 대한 외무부장관 담화, 一九七〇. 一〇. 三十一.」同右, 四五八頁。
- (32) B. K. Gills, *Korea versus Korea: A Case of Contested Legitimacy*, London and New York: Routledge, 1996, pp. 131-132.
- (33) A.C. 1/1007, 12 October 1970.
- (34) 「조선인민은 칠레인민과의 친선관계를 발전시키기 위하여 적극 노력할 것이다」『로동신문』一九六九年五月一日。
- (35) 白斗鎮『白斗鎮回顧錄』서울, 大韓公論社, 一九七五年, 四二六～四三〇頁。白斗鎮はこれらチリの要人の発言について、当時アジェンデの大統領就任に合わせてサンチャゴを訪問していた北朝鮮関係者が「アジェンデを唆していることは間違いない」と観測していた(同右, 四三〇頁)。
- (36) 「내가 걷는 七〇年代(一九七〇年五月二日, 서울外信記者俱樂部招請에 하여서 행한 演說全文)」『내가 걷는 七〇年代』서울, 汎友社, 一九七〇年, 五三頁。これを含め、金大中の「니クソン·도кт린」への認識は、前掲拙稿、「金大中『四大國保障論』の生成と展開」、一〇～一一頁を参照されたい。
- (37) 「對美協調도 民族의 利益을 爲해서다(一九六六年一〇月一四日, 本會議에서 韓美行政協定批准同意案에 對한 大體討論演說)」『憤怒의 메아리——金大中議員國會發言集』서울, 韓國政経社, 一九六七年, 一七一頁。
- (38) 同右, 一七三頁。金大中は一九七〇年三月, 米軍の自動介入を保障するよう米韓相互防衛條約の改定を主張していた(『한국일보』一九七〇年三月五日)。
- (39) 前掲, 『제七五회 국회의록 제四호』, 二〇頁。
- (40) 「정래혁 國방장관·Westmoreland 육군참모총장 면담, 一九七〇. 九」『한국안보에 관한 한·미간협약(국군현대화 五개년 계획 및 주한미군 감축)』, 一九七〇～七一年, 前八권(V. 5 卷, 미국방당국자간의 면담 一九七〇～七二年)(분류번호 七二九. 一. 一, 자료번호 四三一一)。
- (41) 金炯旭·朴思越『金炯旭 회고록(第Ⅲ部 朴正熙王朝의 秘話)』서울, 아침, 一九八五年, 七七頁。

- (42) 『民主前線』一九七〇年一〇月三十一日。
- (43) 「조선로동당 제五차대회에서 한 중앙위원회, 사업총화보고 (一九七〇년十一月二日)」『김일성전집 (四五)』평양, 조선로동당출판사, 二〇〇二年, 一九三頁。
- (44) 『民主共和黨史』——一九六三—一九七三』서울, 民主共和黨, 一九七三年, 六五一頁。
- (45) 『建軍五〇年史』서울, 國防軍史研究所, 一九九八年, 二三六頁。および、『合同年鑑 (一九七一年)』서울, 合同通信社, 一九七一年, 一七四頁。
- (46) 「신년사 (一九七一年二月一日)」『박정희대통령연설문집 (제八집)』서울, 대통령비서실, 發行年不詳, 一八頁。以下, 朴正熙の一九七一年「新年辞」からの引用はこの文献による。
- (47) 「치안및예비군관계관중앙회의유시 (一九七一年二月二日)」同右, 七七頁。
- (48) 「연초기자회담 (一九七一年一月一日)」同右, 五七頁。以下, この会见からの引用はこの文献による。
- (49) 劉載興『激動の歲月——劉載興回顧録』서울, 乙酉文化社, 一九九四年, 四二九頁。
- (50) 前掲, 『民主共和黨史』, 六九三頁。以下, 共和黨の選挙公約からの引用は, この文献による。
- (51) 「의상公約의 빛부터 알아라——金大中후보共和黨『空約』남발痛駁」『民主前線』一九七一年三月二五日。
- (52) “President Nixon Interviewed at Newspaper Editors Meeting, White House Press Release, Dated April 16,” *Department of State Bulletin*, Vol. LXIV, No. 1662 (May 3, 1971), p. 566.
- (53) 『朝鮮日報』一九七一年四月二日。
- (54) 「四・二七대통령선거 광주시세연설 (一九七一年四月二日)」前掲, 『박정희대통령연설문집 (제八집)』, 二八五—二八七頁。
- (55) 「四・二七대통령선거 전주유세연설 (一九七一年四月二日)」同右, 三〇一頁。
- (56) 前掲, 『民主共和黨史』, 七〇〇頁。
- (57) 『民主前線』一九七一年二月二五日。
- (58) “(00201) Issue Paper—NSSM107: The Entire U.N. Membership Question: U.S.—China Policy, Includes Cover Memorandum,” *China*

- and the United States [microform]. *From Hostility to Engagement, 1960-1998*. Alexandria, VA: Chadwyck-Healey, 1994. See also, "Response to National Security Study Memorandum 107, Washington, Undated." *Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Volume V: United Nations, 1969-1972*, Washington DC: United States Government Printing Office, 2004, pp. 580-584.
- (59) "Twenty-fifth General Assembly Rejects Move to Change Representation of China in the U.N." *Department of State Bulletin*, Volume LXIII, Number 1642 (December 14, 1970), pp. 733-735.
- (60) 「變遷하는 國際情勢에 對처하는 彈力性을 갖추라! (一九六四年一〇月二六日、國會本會議發言)」前掲、『憤怒의 메아리』、一三五頁。
- (61) *United States Foreign Policy for the 1970's. Building for Peace: A Report by Richard Nixon to the Congress, February 25, 1971*, New York: Harper & Row, Publishers, 1971, p. 77.
- (62) "President Nixon Ease Restrictions on Mainland China Trade and Travel, Statement by President Nixon." *Department of State Bulletin*, Vol. LXIV, No. 1662 (May 3, 1971), pp. 567-568.
- (63) 「一九七一年도 서울대학교 졸업식 차사 (一九七一年二月二六日)」前掲、『박정희대통령연설문집 (제八집)』、一一〇—一一頁。
- (64) 「四・二七 대통령선거 춘천유세 연설 (一九七一年四月二五일)」同右、一三四頁。
- (65) 「四・二七 대통령선거 대전유세 연설 (一九七一年四月二〇일)」同右、二〇五—二〇八頁。
- (66) 同右、二一五頁。
- (67) 金炯旭・朴思越, 前掲書, 七五—七六頁。
- (68) 第七代大統領選挙結果は、『大韓民國選舉史 (第二輯)』서울, 中央選舉管理委員會, 一九七三年, 五八二頁による。なお、その約一カ月後の第八代国会議員選挙では、共和党の獲得議席は一七議席減の一三三議席にとどまったのに対し、新民党はそれ以前の四四議席から二倍以上の八九議席を得た(同右, 五八四頁)。朴正熙「三選」後の国政運営と統一・外交政策の関連については別稿にて論じたい。
- (69) 拙稿「ニクソン訪中と韓国——『大國間の協調』と軍事停戦体制」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容——米中接

近の衝撃と周辺諸国』、慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、および、拙稿「韓国『北方外交』の萌芽——朴正熙『平和統一外交宣言』の諸相」日本国際政治学会編『国際政治・朝鮮半島の国際政治』第九二号（一九八九年一〇月）を参照されたい。

（70） 金大中『独裁と私の闘争——韓国野党前大統領候補の記録』、光和堂、一九七三年、一一七頁。